

2022 年 12 月 16 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 松谷 博司 殿

(商号又は名称) ソシエテ・ジェネラル・オスマン・
マネジメント株式会社
(代表者) 代表取締役社長
ロジャー・ステファン・サージ・クラウド

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 17 号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1. 委託会社等の概況

(1) 資本金の額

2022 年 11 月末現在

資本金の額 4 億 9,800 万円

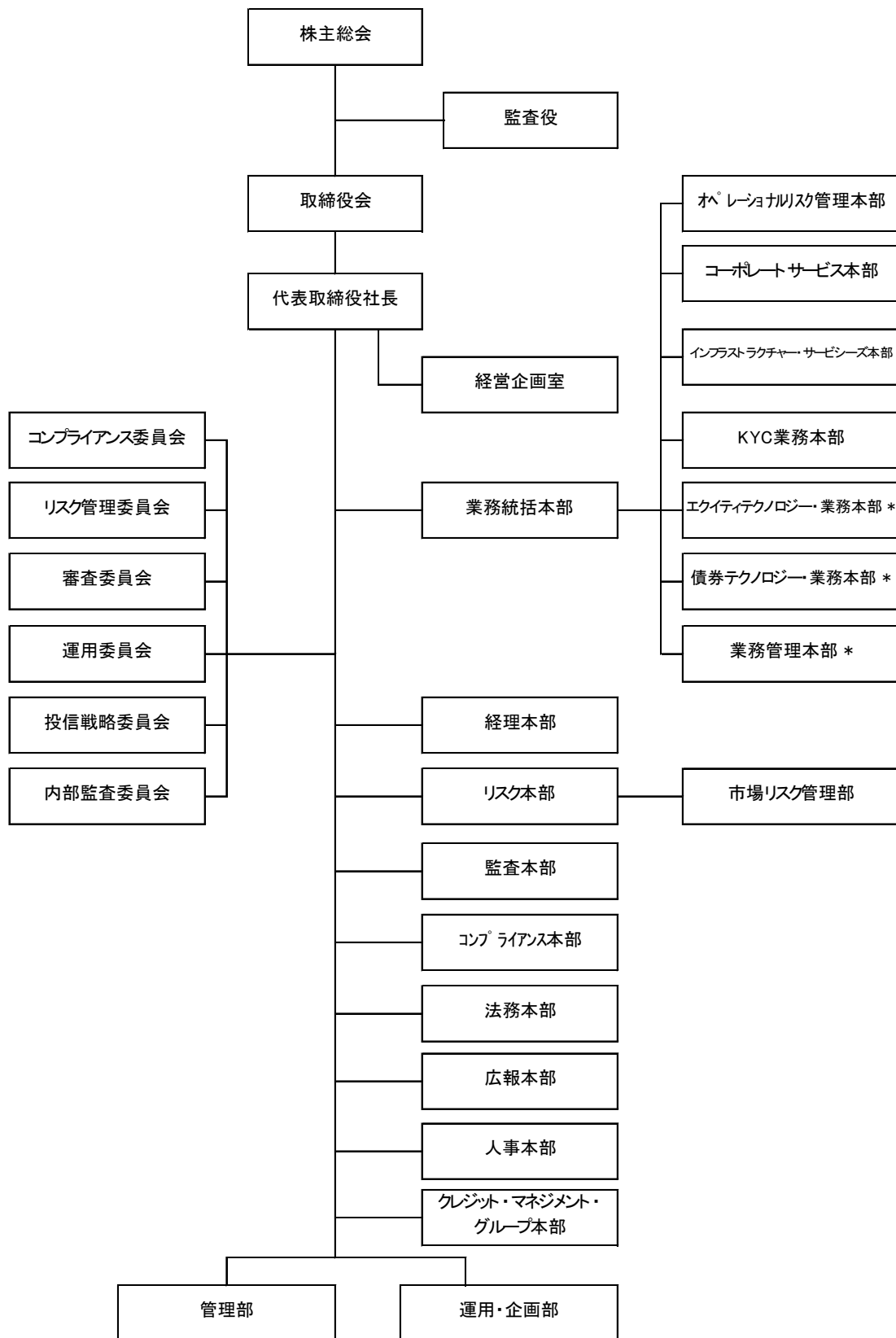
発行株式総数 40,000 株

発行済株式総数 9,960 株

過去 5 年間ににおける資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構（2022年11月末現在）

①会社の組織図



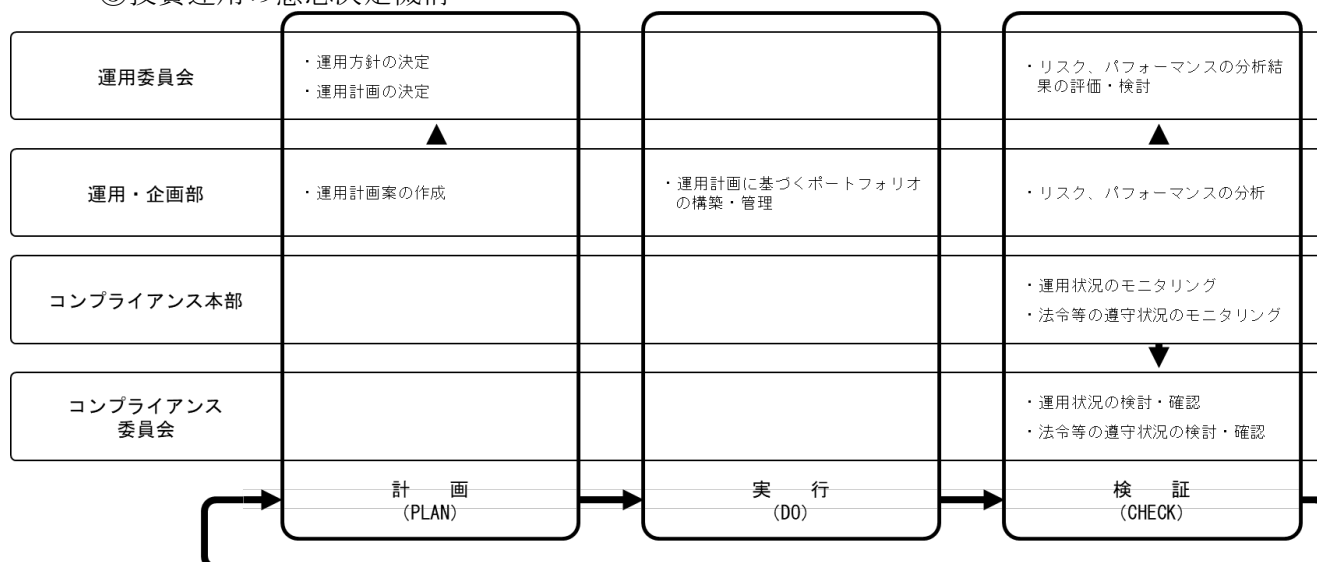
* 上記の兼職部門は主にソシエテ・ジェネラル証券株式会社及びソシエテ・ジェネラル銀行東京支店、またはソシエテ・ジェネラルエアクラフトリーシング株式会社に従事していますが、必要に応じ当社の業務を分掌しています。

②会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとします。ただし、任期満了前に退任した取締役の補充、または増員のために選任された取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一とします。

取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役1名を選任することができます。

③投資運用の意思決定機構



計画 (PLAN) : 運用・企画部で運用方針および運用状況に基づき運用計画案を作成し、運用委員会にて決定します。

実行 (DO) : 運用計画に基づき、ファンドのポートフォリオの構築および管理を行います。

検証 (CHECK) : 運用・企画部では、リスクおよびパフォーマンスの分析を行います。また、分析の結果は運用委員会に報告され、内容について評価・検討を行います。コンプライアンス本部では、運用ガイドラインに基づく運用状況、および法令等の遵守状況のモニタリングを行います。モニタリングの結果はコンプライアンス委員会に報告され、内容について検討・確認を行います。

2. 事業の内容及び営業の概況

「投資信託及び投資法人に関する法律」で定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業務を行っています。

2022年11月末現在、委託会社の運用する証券投資信託（親投資信託を除きます。）の本数は10本（追加型株式投資信託9本、単位型株式投資信託1本）、純資産総額の合計は、約358,611百万円です。

3. 委託会社等の経理状況

- (1) 委託会社であるソシエテ・ジェネラル・オスマン・マネジメント株式会社（以下「委託会社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
また、委託会社であるソシエテ・ジェネラル・オスマン・マネジメント株式会社（以下「委託会社」という）の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という）、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
- (2) 財務諸表および中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- (3) 金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期事業年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。
また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、委託会社の第16期事業年度に係る中間会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）の中間財務諸表については有限責任監査法人トーマツの中間監査を受けております。

財務諸表

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

期 別	第 14 期 (2021年3月31日現在)		第 15 期 (2022年3月31日現在)	
	内訳	金額	内訳	金額
(資産の部)				
流動資産				
現金・預金		701,551		609,361
前払費用		4,421		4,412
未収委託者報酬		101,721		97,412
未収収益		17,776		23,432
未収入金		13,084		1,688
未収法人税等		4,131		5,802
未収消費税等		-		1,202
その他流動資産		6,281		5,290
流動資産計		848,968		748,602
固定資産				
有形固定資産 ※1		2,199		1,372
器具備品	2,199		1,372	
無形固定資産		171		102
ソフトウェア	171		102	
投資その他の資産		7,290		6,029
長期差入保証金	21		21	
繰延税金資産	7,268		6,007	
固定資産計		9,661		7,504
資産合計		858,630		756,107

(単位：千円)

期 別	第 14 期 (2021年3月31日現在)		第 15 期 (2022年3月31日現在)	
	内訳	金額	内訳	金額
(負債の部)				
流動負債				
預り金		20		20
未払金		85,084		32,859
未払手数料	11,909		11,754	
その他未払金	73,175		21,105	
未払費用		11,966		7,457
未払消費税等		1,160		-
賞与引当金		5,955		13,340
流動負債計		104,186		53,678
固定負債				
長期賞与引当金		1,681		1,243
固定負債計		1,681		1,243
負債合計		105,868		54,922
(純資産の部)				
株主資本				
資本金		498,000		498,000
利益剰余金				
利益準備金	36,970		40,600	
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金	217,791		162,584	
利益剰余金合計		254,761		203,184
株主資本合計		752,761		701,184
純資産合計		752,761		701,184
負債・純資産合計		858,630		756,107

(2) 損益計算書

(単位：千円)

期 別	第 14 期 (自2020年4月 1日 至2021年3月31日)		第 15 期 (自2021年4月 1日 至2022年3月31日)	
	内訳	金額	内訳	金額
営業収益				
委託者報酬		470,055		369,303
運用受託報酬		2,190		1,918
その他営業収益		87,227		83,932
営業収益計		559,473		455,154
営業費用				
支払手数料		82,102		44,336
広告宣伝費		438		272
委託計算費		53,494		49,905
営業雑経費		11,498		11,755
通信費	8,139		8,652	
印刷費	279		392	
協会費	3,079		2,711	
営業費用計		147,534		106,269
一般管理費				
給料		166,302		189,467
役員報酬	30,484		34,030	
給料・手当	127,933		133,326	
賞与	7,885		22,110	
福利厚生費		31,699		39,579
交際費		131		-
旅費交通費		8		50
租税公課		6,576		5,707
不動産賃借料		30,729		31,388
退職給付費用		28,181		6,772
賞与引当金繰入額		5,540		9,157
減価償却費	※1	934		895
業務委託費		49,210		47,912
消耗品費		848		815
会計監査費		12,984		12,723
諸経費		17,731		16,053
一般管理費計		350,880		360,524
営業利益又は営業損失(△)		61,058		△11,639
営業外収益				
受取利息		0		0
雑収入		-		52
営業外収益計		0		52

営業外費用			
為替差損		107	80
雑損失		416	-
営業外費用計		524	80
経常利益又は経常損失 (△)		60,534	△11,668
税引前当期純利益又は税引前当期 純損失 (△)		60,534	△11,668
法人税、住民税及び事業税		20,897	2,347
法人税等調整額		△305	1,261
当期純利益又は当期純損失 (△)		39,942	△15,276

(3) 株主資本等変動計算書

第 14 期 (自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日)

(単位:千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金					
当期首残高	498,000	24,970	309,849	334,819	832,819	832,819
当期変動額						
剰余金の配当		12,000	△132,000	△120,000	△120,000	△120,000
当期純利益			39,942	39,942	39,942	39,942
当期変動額合計	-	12,000	△92,057	△80,057	△80,057	△80,057
当期末残高	498,000	36,970	217,791	254,761	752,761	752,761

第 15 期 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

(単位:千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金					
当期首残高	498,000	36,970	217,791	254,761	752,761	752,761
当期変動額						
剰余金の配当		3,630	△39,930	△36,300	△36,300	△36,300
当期純利益			△15,276	△15,276	△15,276	△15,276
当期変動額合計	-	3,630	△55,206	△51,576	△51,576	△51,576
当期末残高	498,000	40,600	162,584	203,184	701,184	701,184

注記事項

(重要な会計方針)

項目	第 15 期 (自2021年4月 1日 至2022年3月31日)
1 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 器具備品 4～15年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。</p>
2 引当金の計上基準	<p>賞与引当金（長期賞与引当金） 従業員等に対する賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額のうち当期負担額を計上しております。 なお、1年以内に支払われる部分を賞与引当金、1年を超えて支払われる部分については長期賞与引当金に計上しております。</p>
3 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>

<p>4 収益の認識基準</p>	<p>「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）および「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。</p> <p>なお、委託者報酬の取引価格は当社が運用するファンドに係る信託報酬で、ファンドの日々の純財産総額に一定率を乗じて算出され、その他の営業収益の取引価格はSG29オスマンとの間で締結する事務サービスに関する契約に定められた方法により算出されます。当社はこれらを単一のサービスであると認識しています。</p> <p>(1) 委託者報酬</p> <p>① 企業の主要な事業における主な履行義務の内容 委託投資信託契約で定める投資信託委託業務につき、投信法で定められた事項(特定資産の運用（投信法第2条第1項）、投資信託財産として有する有価証券に係る議決権等の指図行使（投信法第10条）、運用報告書の交付等（投信法第14条）等）を契約期間に渡り実施することを当社の履行義務として識別します。</p> <p>② 企業が当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点） 契約に定める一定の期間に渡り履行義務が充足されるものとして収益を認識します。</p> <p>(2) その他営業収益</p> <p>① 企業の主要な事業における主な履行義務の内容 SG29オスマンとの間で締結する事務サービスに関する契約に定める各種事務サービス業務を契約期間に渡り実施することを当社の履行義務として識別します。</p> <p>② 企業が当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点） 一定の期間に渡り履行義務が充足されるものとして収益を認識します。</p>
<p>5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によりお ります。</p>

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。

なお、これにより財務諸表に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。

なお、これにより財務諸表に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

・賞与引当金

(1) 当事業年度末の貸借対照表に計上した金額 13,340千円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

貸借対照表における賞与引当金は、従業員に対する賞与の支払いに備えるため、前賞与確定貸与額に基づく額を算出しております。

②当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた仮定

当社が将来支給時点で例年と同水準の支払いが可能となる財政状態、経営成績を維持している仮定に基づき算定しております。

③翌事業年度の財務諸表に与える影響

上記の仮定は将来の業績等の不確実性に影響を受けるため、賞与支給時点の財政状態または経営成績の変化により予定額の支給見込みが変化した場合、翌事業年度の財務諸表において賞与引当金及び人件費変動が生じる可能性があります。

・繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度末の貸借対照表に計上した金額 6,007千円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

貸借対照表における繰延税金資産は、期末時点で認識している一時差異等の内、将来回収可能と見込まれる金額に基づき計上しております。

②当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた仮定

上記の将来回収可能と見込まれる金額は、当社の事業計画や予算を基礎として、将来の課税所得を予測算出できるという仮定を反映し、算出されております。

③翌事業年度の財務諸表に与える影響

上記の仮定は将来の業績等の不確実性に影響を受けるため、将来の課税所得の予測額が減少して回収不能と見込まれる部分が生じた場合、翌事業年度の財務諸表において繰延税金資産及び法人税等調整額に変動が生じる可能性があります。

(貸借対照表関係)

第 14 期 (2021年3月31日現在)	第 15 期 (2022年3月31日現在)
※1 有形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。 器具備品 5,095千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。 器具備品 5,922千円

(損益計算書関係)

第 14 期 (自2020年4月 1日 至2021年3月31日)	第 15 期 (自2021年4月 1日 至2022年3月31日)
※1 減価償却費は以下の通りであります。 有形固定資産 866千円 無形固定資産 68千円	※1 減価償却費は以下の通りであります。 有形固定資産 827千円 無形固定資産 68千円

(株主資本等変動計算書関係)

第 14 期会計期間
 (自2020年4月 1日
 至2021年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式 普通株式	9,960	-	-	9,960

2. 配当に関する事項

1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総 額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発 生日
2020年6月23 日 定時株主総会	普通株式	120	12,048.19	2020年 3月31日	2020年 6月23日

2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式 の種 類	配当の 原資	配当金 の総額 (百万 円)	1株当 たり配 当額 (円)	基準日	効力発 生日
2021年6月29 日 定時株主総会	普通 株式	利益剰 余金	36.3	3,644. 58	2021年 3月31日	2021年 6月29日

第 15 期会計期間
(自2021年4月 1日
至2022年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式 普通株式	9,960	-	-	9,960

2. 配当に関する事項

1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総 額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発 生日
2021年6月29 日 定時株主総会	普通株式	36.3	3,644.58	2021年 3月31日	2021年 6月29日

2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度以降となるもの
該当ありません

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に第2種金融商品取引、投資助言・代理業及び投資運用業を行っており、資金計画に照らして、必要な資金（主に親会社からの資本増資）を調達しております。トレーディング目的の取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金のすべてが要求払預金であります。一部の要求払預金は外貨建てであり、為替の変動リスクに晒されております。

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未収分であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは限定的であります。

営業債権である未収収益は海外の関連会社への円建て債権であり、そのすべてが1年以内に決済されます。

営業債務である未払手数料及びその他未払金はそのすべてが1年以内の支払期日であります。その他未払金の一部には海外の関連会社への外貨建て債務があり、為替の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

定期的に残高、期日を適切に把握する体制を整えております。

②市場リスクの管理

預金については、高い信用格付けを有する金融機関を中心に取引を行っております。

また、外貨建金銭債務については、同じ外貨建ての預金を保有することにより、リスクを低減しております。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項
貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

第 14 期（自2020年4月1日 至2021年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	701,551	701,551	-
未収委託者報酬	101,721	101,721	-
未収収益	17,776	17,776	-
未収入金	13,084	13,084	-
未払手数料	11,909	11,909	-
その他未払金	73,175	73,175	-
未払費用	11,966	11,966	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、未収入金、未払手数料、その他未払金、並びに未払費用
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によって
おります。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超
預金	701,551	-
未収委託者報酬	101,721	-
未収収益	17,776	-
未収入金	13,084	-
合計	834,134	-

第 15 期（自2021年4月1日 至2022年3月31日）

現金及び預金は注記を省略しており、未収委託者報酬、未収収益、未払手数料、その他未払金、未
払費用については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略して
おります。

(税効果会計関係)

第 14 期 (2021年3月31日現在)	第 15 期 (2022年3月31日現在)
1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳
(単位：千円)	(単位：千円)
賞与引当金	賞与引当金
1,101	2,177
未払費用等	未払費用等
3,637	2,283
未払事業税否認	未払事業税否認
2,530	1,545
繰延税金資産合計	繰延税金資産合計
<u>7,268</u>	<u>6,007</u>
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主な項目別内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主な項目別内訳
(%)	(%)
法定実効税率	法定実効税率
30.62	30.62
(調整)	(調整)
交際費等永久に損金に算入されない項目	交際費等永久に損金に算入されない項目
6.50	△65.42
住民税均等割等	住民税均等割等
0.48	△2.49
その他	その他
△3.06	4.92
税効果会計適用後の法人税等の負担率	税効果会計適用後の法人税等の負担率
<u>34.54</u>	<u>△32.36</u>

(セグメント情報)

第 14 期 (自2020年4月 1日 至2021年3月31日)	第 15 期 (自2021年4月 1日 至2022年3月31日)
当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。	同左

(セグメント関連情報)

第 14 期 (自2020年4月 1日 至2021年3月31日)						
<p>1. 製品及びサービスごとの情報</p> <p>単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p>						
<p>2. 地域ごとの情報</p> <p>(1) 営業収益</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1"><thead><tr><th>日本</th><th>フランス (欧州)</th><th>合計</th></tr></thead><tbody><tr><td>2,190</td><td>87,227</td><td>89,418</td></tr></tbody></table>	日本	フランス (欧州)	合計	2,190	87,227	89,418
日本	フランス (欧州)	合計				
2,190	87,227	89,418				
<p>(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。 なお、委託者報酬470,055千円については制度上、顧客情報を知りえないため含まれておりません。</p> <p>(2) 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。</p>						
<p>3. 主要な顧客ごとの情報</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1"><thead><tr><th>顧客の名称又は氏名</th><th>営業収益</th><th>関連するセグメント名</th></tr></thead><tbody><tr><td>リクソー・アセット・マネジ メント・エス・エイ・エス</td><td>87,227</td><td>資産運用業</td></tr></tbody></table>	顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名	リクソー・アセット・マネジ メント・エス・エイ・エス	87,227	資産運用業
顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名				
リクソー・アセット・マネジ メント・エス・エイ・エス	87,227	資産運用業				
<p>(注) なお委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。</p>						

第 15 期
(自2021年4月 1日
至2022年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	フランス (欧州)	合計
1,918	83,932	85,851

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

なお、委託者報酬369,303千円については制度上、顧客情報を知りえないため含まれておりません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
リクソー・アセット・マネジ メント・エス・エイ・エス	60,499	資産運用業
SG29オスマン	23,432	資産運用業

(注) なお委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

第 14 期 (自2020年4月 1日 至2021年3月31日)	第 15 期 (自2021年4月 1日 至2022年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

第 14 期 (自2020年4月 1日 至2021年3月31日)	第 15 期 (自2021年4月 1日 至2022年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

第 14 期 (自2020年4月 1日 至2021年3月31日)	第 15 期 (自2021年4月 1日 至2022年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(収益認識に関する情報)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

第 15 期 (自2021年4月 1日 至2022年3月31日)				
顧客との契約から生じる収益を収益認識の時期別、及び収益の内容に分解した情報は以下の通り であります。				
(単位：千円)				
	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	合計
顧客との契約から 生じる収益	369,303	1,918	83,932	455,154

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、重要な会計方針4 収益の認識基準に記載のとおりであります。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

第 14 期 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)

(1) 親会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 又は出 資金	事業 の 内容	議決権 等の所 有(被 所有) 割合	関係内容		取引の 内容	取引金 額(千 円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 の 兼任等	事業上 の 関係				
親会社	ソシエテ・ ジェネラル	フランス パリ	1,010百 万ユー ロ	銀行 業	被所有 100%	なし	業務委 託	業務委託 費の支払 い (注3)	5,345	未払金	6,179
親会社	ソシエテ・ ジェネラル 銀行 東京 支店	東京都 千代田区	2,013 百万円	銀行 業	なし	なし	業務委 託	業務委託 費の支払 い (注3)	11,413	未払金	1,062

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	リクソーアセット・マネジメント・エス・エイ・エス	フランス パリ	161,106千 ユーロ	資産 運用 会社	なし	取締役 1名	外国投 信付随 業務	付随業務 サービス 料の受取 り (注1)	87,227	未収収益	17,776
								付随業務 サービス 料の支払 い (注2)	1,907	未払金	-
								事務過誤 の精算の 受け取り (注5)	-	未収入金	13,084
親会社の子会社	ソシエ テ・ジェネ ラル 証券株式 会社	東京都 千代田区	357億 6,500 万円	証券 業	なし	取締役 1名	外国投 信付随 業務 及び 業務 委託	出向者給 与の支払 い (注4)	127,933	未払金	35,378
								業務委託 費の支払 い (注3)	39,332	未払金	9,628

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

- (注1) 付随業務サービス料の受取りについては、当社との間で締結された業務サービス契約に記載された条件で計算されています。
- (注2) 付随業務サービス料の支払いについては、当社との間で締結された業務委託契約に基づいて支払われています。
- (注3) 業務委託費の支払いについては、当社との間で締結された業務委託契約に基づいて支払われています。

- (注4) 出向者給与の支払いについては、出向契約書に基づいて出向者に係る人件費相当額が支払われています。
- (注5) ミルバーンファンドに関して、パリで発生した事務過誤による日本で生じた雑損失が、リクソーパリにより合意の下全額支払われます。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

ソシエテ・ジェネラル（ユーロネクスト（パリ）に上場）

1. 関連当事者との取引

第 15 期 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

(1) 親会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 又は出 資金	事業 の 内容	議決権 等の所 有(被 所有) 割合	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	ソシエテ・ ジェネラル	フランス パリ	1,046百 万ユー ロ	銀行 業	被所有 100%	なし	業務 委託	業務委託 費の支払 い (注2)	1,167	未払金	2,516
親会社	ソシエテ・ ジェネラル 銀行 東京 支店	東京都 千代田区	2,013 百万円	銀行 業	なし	なし	業務 委託	業務委託 費の支払 い (注2)	10,560	未払金	943

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 又は出 資金	事業 の 内容	議決権 等の所 有（被 所有） 割合	関係内容		取引の 内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社の 子会社	リクソー アセット・ マネジメン ト・エス・ エイ・エス	フランス パリ	112,774 千ユー ロ	資産 運用 会社	なし	取締役 1名	外国投 信付随 業務	付随業務 サービス 料の受取 り (注1)	60,499	未収収益	-
親会社の 子会社	SG29オ スマン	フランス パリ	2.0百万 ユーロ	資産 運用 会社	なし	取締役 1名	外国投 信付随 業務	付随業務 サービス 料の受取 り (注1)	23,432	未収収益	23,432
親会社の 子会社	ソシエ テ・ジェネ ラル 証券株式会 社	東京都 千代田区	357億 6,500 万円	証券 業	なし	取締役 2名	外国投 信付随 業務 及び 業務 委託	出向者給 与の支払 い (注3)	133,326	未払金	-
								業務委託 費の支払 い (注2)	38,900	未払金	9,006

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 本年度3月末時点ではリクソーアセット・マネジメント・エス・エイ・エスは事業売却のため、関連当事者ではありません。上記の記載は関連会社であった12月末までの取引金額です。

3. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

(注1) 付随業務サービス料の受取りについては、当社との間で締結された業務サービス契約に記載された条件で計算されています。

(注2) 業務委託費の支払いについては、当社との間で締結された業務委託契約に基づいて支払われています。

(注3) 出向者給与の支払いについては、出向契約書に基づいて出向者に係る人件費相当額が支払われています。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

ソシエテ・ジェネラル（ユーロネクスト（パリ）に上場）

(一株当たり情報)

第 14 期 (自2020年4月 1日 至2021年3月31日)	第 15 期 (自2021年4月 1日 至2022年3月31日)																				
一株当たり純資産額 75,578円50銭 一株当たり当期純利益金額 4,010円27銭	一株当たり純資産額 70,400円09銭 一株当たり当期純損失金額 △1,533円83銭																				
なお、潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	なお、潜在株式調整後一株当たり当期純損失金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。																				
注) 一株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。	注) 一株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。																				
<table border="1"><thead><tr><th colspan="2">第 14 期 (自2020年4月 1日 至2021年3月31日)</th></tr></thead><tbody><tr><td>当期純利益金額 (千円)</td><td>39,942</td></tr><tr><td>普通株式に係る当期純利益金額 (千円)</td><td>39,942</td></tr><tr><td>普通株主に帰属しない金額 (千円)</td><td>-</td></tr><tr><td>普通株式の期中平均株式数 (株)</td><td>9,960</td></tr></tbody></table>	第 14 期 (自2020年4月 1日 至2021年3月31日)		当期純利益金額 (千円)	39,942	普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	39,942	普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	普通株式の期中平均株式数 (株)	9,960	<table border="1"><thead><tr><th colspan="2">第 15 期 (自2021年4月 1日 至2022年3月31日)</th></tr></thead><tbody><tr><td>当期純損失金額 (千円)</td><td>△15,276</td></tr><tr><td>普通株式に係る当期純損失金額 (千円)</td><td>△15,276</td></tr><tr><td>普通株主に帰属しない金額 (千円)</td><td>-</td></tr><tr><td>普通株式の期中平均株式数 (株)</td><td>9,960</td></tr></tbody></table>	第 15 期 (自2021年4月 1日 至2022年3月31日)		当期純損失金額 (千円)	△15,276	普通株式に係る当期純損失金額 (千円)	△15,276	普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	普通株式の期中平均株式数 (株)	9,960
第 14 期 (自2020年4月 1日 至2021年3月31日)																					
当期純利益金額 (千円)	39,942																				
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	39,942																				
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-																				
普通株式の期中平均株式数 (株)	9,960																				
第 15 期 (自2021年4月 1日 至2022年3月31日)																					
当期純損失金額 (千円)	△15,276																				
普通株式に係る当期純損失金額 (千円)	△15,276																				
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-																				
普通株式の期中平均株式数 (株)	9,960																				

(重要な後発事象)

第 15 期
(自2021年4月 1日
至2022年3月31日)

該当事項はありません

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第 16 期中間会計期間末 (2022年9月30日現在)		
科目	内訳	金額
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		635,591
前払費用		5,174
未収委託者報酬		98,788
未収収益		23,968
その他		5,367
	流動資産合計	768,891
固定資産		
有形固定資産 ※1		999
器具備品	999	
無形固定資産		1,418
ソフトウェア	1,418	
投資その他の資産		12,211
長期差入保証金	21	
繰延税金資産	9,735	
その他	2,454	
	固定資産合計	14,629
	資産合計	783,520

(単位：千円)

第 16 期中間会計期間末
(2022年9月30日現在)

科目	内訳	金額
(負債の部)		
流動負債		
預り金		20
未払金		45,287
未払手数料	11,911	
その他未払金	33,376	
未払費用		7,934
未払法人税等		5,630
未払消費税等	※2	3,937
賞与引当金		33,876
流動負債合計		96,688
固定負債		
長期賞与引当金		393
その他		820
固定負債合計		1,213
負債合計		97,901
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		498,000
利益剰余金		
利益準備金	40,600	
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	147,019	
利益剰余金合計		187,619
株主資本合計		685,619
純資産合計		685,619
負債・純資産合計		783,520

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

第 16 期中間会計期間 (自 2022年4月 1日 至 2022年9月30日)		
科目	内訳	金額
営業収益		
委託者報酬		168,992
その他営業収益		51,178
営業収益合計		220,170
営業費用		
支払手数料		20,070
広告宣伝費		128
委託計算費		25,003
営業雑経費		6,055
通信費	4,371	
印刷費	381	
協会費	1,302	
営業費用合計		51,256
一般管理費		
給料		83,648
役員報酬	12,349	
給料・手当	71,298	
福利厚生費		21,189
交際費		91
旅費交通費		698
租税公課		3,189
不動産賃借料		15,508
退職給付費用		3,861
賞与引当金繰入額		17,405
減価償却費 ※1		557
業務委託費		20,876
消耗品費		313
会計監査費		5,651
諸経費		12,128
一般管理費合計		185,122
営業損失		△16,208
営業外収益		
受取利息		0
雑収入		49
営業外収益合計		49
営業外費用		
為替差損		29
営業外費用合計		29
経常損失		△16,188
税引前中間純損失		△16,188
法人税、住民税及び事業税		3,105

法人税等調整額		△3,728
中間純損失		△15,565

(3) 中間株主資本等変動計算書

第 16 期中間会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
			繰越利益剰余金			
当期首残高	498,000	40,600	162,584	203,184	701,184	701,184
当中間期変動額						
剰余金の配当					-	-
中間純損失			△15,565	△15,565	△15,565	△15,565
当中間期変動額合計	-	-	△15,565	△15,565	△15,565	△15,565
当中間期末残高	498,000	40,600	147,019	187,619	685,619	685,619

注記事項

(重要な会計方針)

項目	第 16 期中間会計期間 (自2022年4月 1日 至2022年9月30日)
1 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 器具備品 4～15年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。</p>
2 引当金の計上基準	<p>賞与引当金（長期賞与引当金） 従業員等に対する賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額のうち当期負担額を計上しております。 なお、1年以内に支払われる部分を賞与引当金、1年を超えて支払われる部分については長期賞与引当金に計上しております。</p>
3 外貨建の資産及び負債 の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>

<p>4 収益の認識基準</p>	<p>「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）および「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。</p> <p>なお、委託者報酬の取引価格は当社が運用するファンドに係る信託報酬で、ファンドの日々の純資産総額に一定率を乗じて算出され、その他の営業収益の取引価格はSG29オスマンとの間で締結する事務サービスに関する契約に定められた方法により算出されます。当社はこれらを単一のサービスであると認識しています。</p> <p>(1) 委託者報酬</p> <p>① 企業の主要な事業における主な履行義務の内容 委託投資信託契約で定める投資信託委託業務につき、投信法で定められた事項(特定資産の運用(投信法第2条1項)、投資信託財産として有する有価証券に係る議決権等の指図行使(投信法第10条)、運用報告書の交付等(投信法第14条)等)を契約期間に渡り実施することを当社の履行義務として識別します。</p> <p>② 企業が当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点) 契約に定める一定の期間に渡り履行義務が充足されるものとして収益を認識します。</p> <p>(2) その他営業収益</p> <p>① 企業の主要な事業における主な履行義務の内容 SG29オスマンとの間で締結する事務サービスに関する契約に定める各種事務サービス業務を契約期間に渡り実施することを当社の履行義務として識別します。</p> <p>② 企業が当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点) 一定の期間に渡り履行義務が充足されるものとして収益を認識します。</p>
<p>5 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。</p>

(中間貸借対照表関係)

第 16 期中間会計期間末 (2022年9月30日現在)	
※1 有形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。	
器具備品	6,295千円
※2 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。	

(中間損益計算書関係)

第 16 期中間会計期間 (自2022年4月 1日 至2022年9月30日)	
※1 減価償却費は以下の通りであります。	
有形固定資産	373千円
無形固定資産	184千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第 16 期中間会計期間 (自2022年4月 1日 至2022年9月30日)				
発行済株式の種類及び総数に関する事項				
(単位：株)				
	当事業年度 期首株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式 普通株式	9,960	-	-	9,960

(金融商品関係)

第16期中間会計期間 (自2022年4月1日 至2022年9月30日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に第2種金融商品取引、投資助言・代理業及び投資運用業を行っており、資金計画に照らして、必要な資金（主に親会社からの資本増資）を調達しております。トレーディング目的の取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金のすべてが要求払預金であります。一部の要求払預金は外貨建てであり、為替の変動リスクに晒されております。

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未収分であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは限定的であります。

営業債権である未収収益は海外の関連会社への円建て債権であり、そのすべてが1年以内に決済されます。

営業債務である未払手数料及びその他未払金はそのすべてが1年以内の支払期日であります。その他未払金の一部には海外の関連会社への外貨建て債務があり、為替の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

定期的に残高、期日を適切に把握する体制を整えております。

②市場リスクの管理

預金については、高い信用格付けを有する金融機関を中心に取引を行っております。

また、外貨建金銭債務については、同じ外貨建ての預金を保有することにより、リスクを低減しております。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

現金及び預金は注記を省略しており、未収委託者報酬、未収収益、未払手数料、その他未払金、未払費用については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(セグメント情報)

第 16 期中間会計期間
(自2022年4月 1日
至2022年9月30日)

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(セグメント関連情報)

第 16 期中間会計期間
(自2022年4月 1日
至2022年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	フランス (欧州)	合計
-	51,178	51,178

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

なお、委託者報酬168,992千円については制度上、顧客情報を知りえないため含まれておりません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
SG29 オスマン	51,178	資産運用業

(注) なお委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(収益認識に関する情報)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

第 16 期中間会計期間 (自2022年4月 1日 至2022年9月30日)				
顧客との契約から生じる収益を収益認識の時期別、及び収益の内容に分解した情報は以下の通りであります。				
(単位：千円)				
	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	合計
顧客との契約から生じる収益	168,992	-	51,178	220,170

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、重要な会計方針 4 収益の認識基準に記載のとおりであります。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

第 16 期中間会計期間 (自2022年4月 1日 至2022年9月30日)
該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

第 16 期中間会計期間 (自2022年4月 1日 至2022年9月30日)
該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

第 16 期中間会計期間 (自2022年4月 1日 至2022年9月30日)
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第 16 期中間会計期間 (自2022年4月 1日 至2022年9月30日)	
1株当たり純資産額	68,837.26円
1株当たり中間純損失金額	△1,562.83円
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
(注) 1株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は、以下の通りです。	
第 16 期中間会計期間 (自2022年4月 1日 至2022年9月30日)	
中間純損失(千円)	△15,565
普通株式に係る中間純損失(千円)	△15,565
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式の期中平均株式数(株)	9,960

公開日 2022年12月16日

基準日 2022年12月6日

本店所在地 東京都千代田区丸の内1-1-1 パレスビル
お問い合わせ先 運用・企画部

独立監査人の監査報告書

2022年6月14日

ソシエテ・ジェネラル・オスマン・マ
ネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 齋藤 大 樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているソシエテ・ジェネラル・オスマン・マネジメント株式会社（旧社名 リクソー投信株式会社）の2021年4月1日から2022年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソシエテ・ジェネラル・オスマン・マネジメント株式会社の2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるか

どうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2022年12月6日

ソシエテ・ジェネラル・オスマン・マ
ネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 齋藤 大樹
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているソシエテ・ジェネラル・オスマン・マネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第16期事業年度の中間会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ソシエテ・ジェネラル・オスマン・マネジメント株式会社の2022年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。